

第34期 東京都青少年問題協議会 第1回若者部会

令和6年6月14日（金曜日）
午後5時45分～午後7時15分
第一本庁舎34階北塔 34B会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶（東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長）
- 3 委員紹介
- 4 部会長選任
- 5 事務局説明
- 6 意見交換
- 7 事務局連絡
- 8 閉 会

「こども基本法」における言及

- こどもの社会参画（意見を表明する機会と、多様な社会活動に参加する機会の確保）は、こども基本法で定められたこども施策の6つの基本理念のうちの1つである。

「こども基本法」における言及

○こども基本法における記述

第3条 基本理念

こども施策は、次に掲げる事項を**基本理念**として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、**自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。**
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

「こども基本法」における言及

- こども基本法では、こども施策の策定等に当たってこども等の意見の反映に係る措置を講ずることを、地方公共団体に対しても義務付けている。

「こども基本法」における言及

○こども基本法における記述

第二章 基本的施策

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 **国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。**

こども大綱における言及

- こども大綱では、こどもや若者の社会参画を促す2つの意義として、①こどもの状況やニーズを的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになること、②社会参画の経験がこどもや若者の主体性を高めることを挙げている。

こども大綱における言及

○こども大綱における記述

第4こども施策を推進するために必要な事項

1こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられている。すなわち、**こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められている**。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、**施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている**。～中略～

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、**施策がより実効性のあるものになる**。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす**経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる**。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、**安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要**である。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていく必要がある。

こどもや若者と対話し、その意見を受け止め、**施策に反映させ、どのように施策に反映されたかをフィードバックし、社会全体に広く発信することにより、施策の質を向上させるとともに、こどもや若者の更なる意見表明につながるような好循環を創出しなければならない**。また、**こどもや若者の主体的な社会参画を社会全体で後押しすることが必要**である。その際、おとなの経験や考えを一方向的に押し付けることなく、こども・若者と対等な目線でその意見を真摯に聴いて尊重するおとなの姿勢が重要である。

こどもや若者の社会参画と意見反映に関する国や地方公共団体の取組を社会全体に広く発信することにより、家庭や学校などこどもや若者に関わる様々な場所においてもこどもや若者の意見を聴く取組が進み、こどもや若者の社会参画や意見反映の意義や重要性等について社会全体に浸透することが期待される。

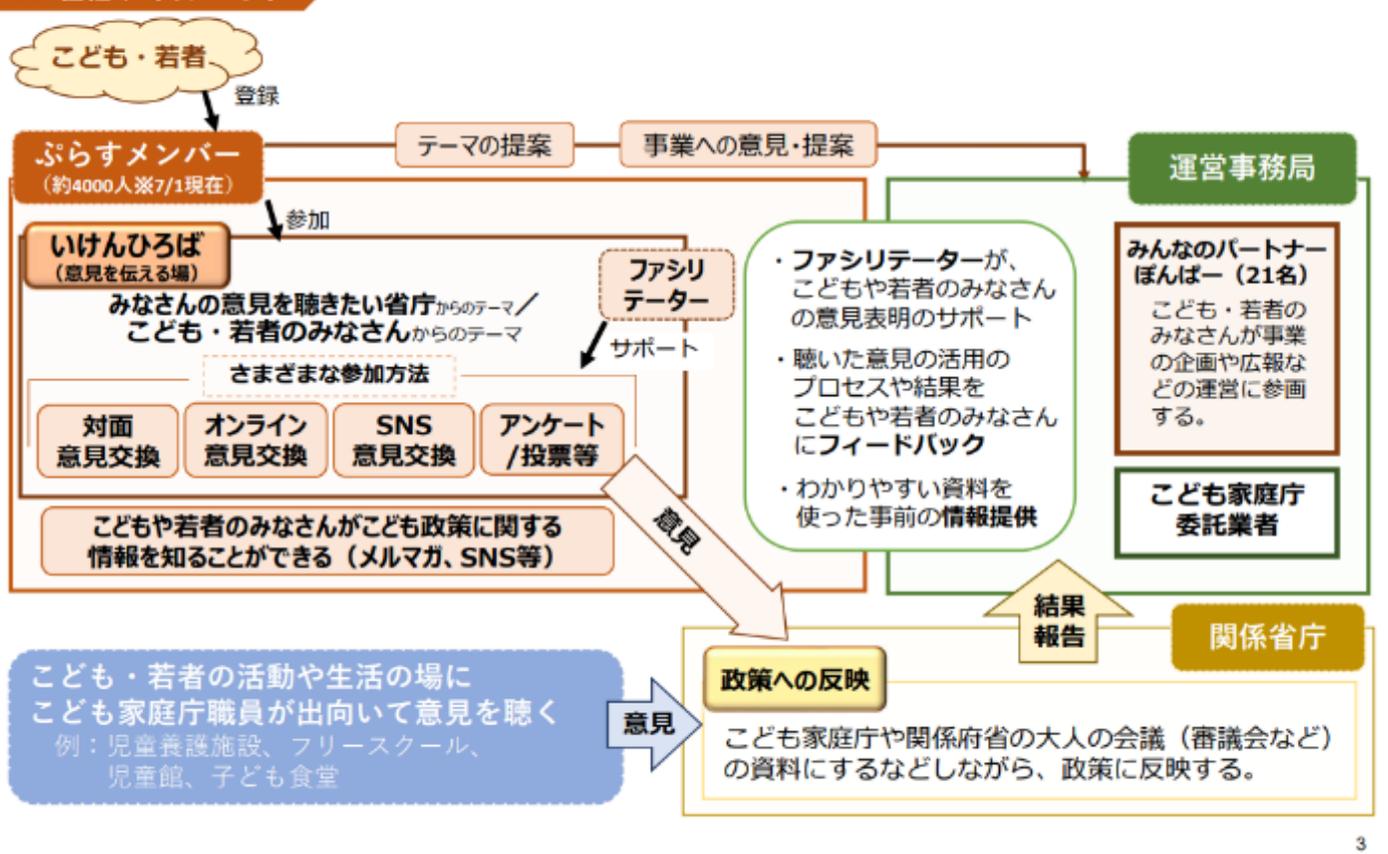
幼い頃から積み重ねられた**主体的な自己決定あるいは意見表明の経験は、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながっていくという視点を持つことが重要**である。乳幼児期からおとなになるまでの全ての発達の段階の中で、こどもや若者の社会参画と意見表明の大切さを伝え、その意欲を育むことが肝要である。その際、全てのこどもや若者について、意見形成や意見表明の機会が確保されるよう、留意する。

国における関連の検討 ～意見表明～

- こども家庭庁では、こども・若者意見反映推進事業として運営する「こども若者★いけんぷらす」の仕組みで、こども・若者の意見を政策へ反映させようとしており、2023年7月時点で約4,000人の登録がある。

こども若者★いけんぷらす(こども・若者意見反映推進事業)

4. 仕組み(イメージ)



国における関連の検討 ～意見表明～

○「こども若者★いけんぷらす」で意見を聴取する対象は小学生だけでなく、テーマによっては大学生まで対象になっている。

テーマ	手法	対象年代	開催時期	担当省庁	テーマ	手法	対象年代	開催時期	担当省庁
こどもの居場所づくりに関する指針に向けた意見聴取	対面	全年代	令和5年7月(済)	こども家庭庁	休日の部活動の地域クラブ活動への移行等に際する新たな活動内容について	対面	中学生	令和5年10月(済)	スポーツ庁
令和4年改正児童福祉法の改正事項へのアンケート、一時保護所のルール等について	アンケート	小学4年生～高校生	令和5年7月～8月(済)	こども家庭庁	こども・若者による環境問題に対する課題意識等について	オンライン/アンケート	小学生～大学生	令和5年10月～11月(済)	環境省
若者と良の今後について考える！	対面/オンライン	中学生～高校生	令和5年8月(済)	農林水産省	こども基本法教材コンテンツについて	対面/オンライン	小学生～中学生	令和5年11月	こども家庭庁
幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(仮称)	アンケート	全年代	令和5年8月(済)	こども家庭庁	サイバー被害の被害に遭わないためには	アンケート	小学3年生以上	令和5年11月	警察庁
農林水産業・行政に関する効果的な消費者等への情報発信について	対面	中学生～高校生	令和5年8月(済)	農林水産省	子育てを社会全体で支える雰囲気づくりについて	アンケート	全年代	令和5年11月～12月	経済産業省
いじめや不登校など学校に関する悩み事について	アンケート	小学生～高校生	令和5年8月～9月(済)	こども家庭庁/ 文部科学省	こども・若者向けの人権相談体制の在り方について	アンケート	全年代	令和5年11月～12月	法務省
生きづらさ、自殺したいという気持ちを抱える人に必要な支援について	対面	高校生以上	令和5年9月(済)	こども家庭庁	痴漢痴女の社会的気運を醸成するための広報の在り方について	アンケート	中学生以上	令和5年12月	警察庁
こども家庭庁予算について	オンライン	全年代	令和5年9月(済)	こども家庭庁	ヤミ金融の被害事例及び対策について	対面/オンライン	高校2年生以上	令和5年12月	金融庁
こども・若者の声に対する意識について	アンケート	全年代	令和5年9月～10月(済)	国土交通省	若者と地域の関係について	オンライン	18歳以上	令和5年12月	経済産業省
こども向けホームページについて	対面	小学生～中学生	令和5年10月(済)	こども家庭庁	女子中高校生の理工系進学を阻害する要因について	アンケート(予定)	大学生(予定)	未定	内閣府
食育について	対面/アンケート	小学5年生～高校生	令和5年10月(済)	農林水産省	小学生向け金融経済教育教材に関して若者から意見を聴取する手法について	対面/オンライン(予定)	小学生(予定)	未定	金融庁
こども大綱	対面/オンライン/チャット/アンケート/出向く室	全年代	令和5年10月(済)	こども家庭庁	日常生活における法的なものの考え方の関わり	アンケート(予定)	16歳以上(予定)	未定	法務省
					「食品の安全」というテーマに大学生が興味を持ってもらうためのアプローチ方法と手法について	対面/オンライン/チャット/アンケート(予定)	大学生(予定)	未定	消費者庁

※ 上記の各府省庁から提案のあったテーマ以外にも、ぶらすメンバーの選んだテーマについても開催できるよう検討中。

※ 上記については、令和5年11月16日時点のもの。

※ テーマについては、こども・若者に送付する際に、こども・若者にとって参加したいと思ってもらえるような名称にしています。

都における取り組み ～意見表明～

- 東京都においては、こども政策の有識者や、ミレニアル・Z世代のNPO代表等が参画する「こども未来会議」が開かれる等、こどもの意見を取り入れる取り組みも存在する。

こども未来アクション

こども未来会議

○ 「子供が笑顔で子育てが楽しいと思える社会」の実現に向けて、従来の枠組みに捉われない幅広い視点で、先進的な子供政策の方向性を議論・発信

こども未来会議における議論

- ✓ 「子供の笑顔」の視点から議論
- ✓ 福祉・教育等、従来の枠組みに捉われない議論
- ✓ 海外等の先進事例を請まえ、エビデンスに基づいた議論
- ✓ 「子供との対話」を通じた子供の目線に立った議論

こども未来会議での議論を
都の子供政策に反映し、バージョンアップ



こども未来会議の委員



秋田 喜代美	学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授
池本 美香	株式会社日本総合研究所 調査部 上席主任研究員
石山 アンジュ	一般社団法人シェアリングエコノミー協会 代表理事 一般社団法人Public Meets Innovation 代表理事
大空 幸星	特定非営利活動法人あなたのいばしょ 理事長
大谷 美紀子	国連子どもの権利委員会 委員長、弁護士
小林 よしひさ	タレント (NHK「おかあさんといっしょ」第11代目体操のお兄さん)
松田 恵示	東京学芸大学 理事・副学長

(令和5年1月現在、五十音順、敬称略)

子供の実態、声や思いを子供政策に反映

子供の意見を聴いて施策に反映する取組

- 幅広い年代の多くの子供から意見を聴くとともに、**子供が思っている率直な意見**を引き出し、様々な環境下にある子供の声もしっかり聴き取ることができるよう、**質と量の両面から子供との対話を強化**しました。
- 具体的には、2023年4月から12月にかけて、子供の居場所におけるヒアリングやこども都庁モニターなど、**多様な手法**を用いるとともに、**子供との対話の実施規模**についても**昨年度より大幅に増や**しました。

子供の居場所におけるヒアリング

子供が日常を過ごす居場所に足を運んで、600人の子供からヒアリング

こども都庁モニター

年代別に公募した1,200人のモニターに、各局の施策に関するWebアンケートを実施



出前授業

都職員が小・中・高校に出向き、子供政策に関する様々なテーマで1,600人に授業を実施

SNSを活用したアンケート

中高生等延べ15,000人にSNSを活用してアンケートを実施

各事業におけるワークショップ等

庁内各局の多様な施策において、子供の参加や対話の機会を創出

子供に関するエビデンス（実態や意識）を把握する取組

- 2023年5月から6月にかけて、**子供の幸福感や自己肯定感、居場所などについて調査**しました。
- 東京の子供の特徴を知るため、**国際的な調査等との比較も実施**しています。

子供に関する定点調査 「とうきょう こども アンケート」

幅広い年代の子供とその保護者
7,500世帯を対象に郵送で調査を実施



都における取り組み ～意見表明～

- 東京都では、都政に子どもやその保護者の現状を反映させるために、アンケートによる定点観測を行う。
- また、子ども目線で政策をバージョンアップするため、高校生までを対象とした「子ども都庁モニター」制度を設けている。

施策へ子供の意見を反映する取り組み

とうきょう 子ども アンケートとは



都内に居住する子供たちとその保護者の方々の日頃の暮らしや悩み、困りごとについて、福祉や教育など、従来の行政分野の枠組みにとらわれることなく子供たちに関する実態や意識を把握し、今後の子供政策を検討するために、子供に関する定点調査として「とうきょう 子ども アンケート～みんなと考える「いま」と「みらい」～」を令和5年度から継続的に実施します。

- > [調査の概要（報道発表資料）](#)
- > [調査に関するQ&A](#)



都庁モニターとは？

東京都では、子ども^(※)は社会の一員であり、大人と同じように子どもの意見を大切にしなければならないと考えています。子どもの意見やニーズを政策に取り入れることで、東京をもっと良くするために「子ども都庁モニター」を募集します。

東京都のいろいろな政策に関するアンケートを通じて、みなさんの意見を聞かせてください。

(※)東京都子ども基本条例では、18歳に満たない人を「子ども」と呼んでいます。



夜^{よる}のユースセンター

はじめた きっかけ

「家に帰ると親からアレコレ言われる」
「ひとりになると余計なことを考える」

ギリギリまでいたいという
若者のために夜の時間にも
利用できるようにしよう！

実施概要

毎週土曜日18:00~21:00実施

15:00くらいから参加もOK

予約してもしなくてもOK

晩ごはん用の弁当用意
(近隣個店の協力の下)

何をしてもいい・途中帰宅も可

法人支援員からの紹介制

1年間のべ**1,000**人が利用

無料

食事あり・入退場自由

- ① 夕食あります
- ② ゲームあります
- ③ 無料です

毎週土曜日
18:00~21:00

夜のユースセンター

来ているのは
こんな若者

特徴的なタイプを紹介します

下記は一例で、来所している若者像はバラバラです



非行少年

- 元少年院生
- 出院者支援より



ひきこもり

- 昼間は出歩けない
- 保護者支援より



ヤングケアラー

- 幼い弟妹の世話で忙しい
- 高校支援より



ネグレクト

- ひとり親世帯
- 母はほとんど家にいない
- 不登校支援より



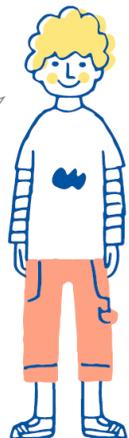
困窮者

- 無職で困窮
- 自治体の生活困窮窓口より



OB・OG

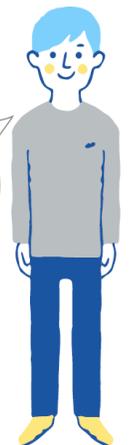
- 法人支援の卒業生
- 現在は就労中



非行少年

- **振込詐欺の受け子で少年院へ**
地元の先輩から脅されてイヤイヤながら振込詐欺に加担少年院で10カ月過ごした
- **出院者支援よりつながる**
当法人の行う「少年院出院者支援」に参加
悪い仲間とのつながりがなかなか切れない
- **怖い先輩のいる繁華街には行きたくない**
夜、家にいたくなくて、繁華街の路上へ行くが
怖い先輩たちに出会うのもイヤだ

学校にろくに
行ってないから
ここで仲間と
夕べるのが
楽しい



ひきこもり

- **大学中退からひきこもる生活へ**
就職活動に乗り切れず、大学不登校になる
ゼミ論が書けないまま留年し、最終的に中退
- **保護者支援よりつながる**
母親が心配し、当法人の行う「保護者支援」に参加
本人への働きかけを行っているがなかなか成果が出なかった
- **家族が回らんする土曜日の夜はつらい**
“働いている同世代”に会いたくないので昼間は家から出られない
社会人の弟が家できつろぐ土曜日の夜がもっともつらい

一人でひたすら
ゲームをやっても
みんなフツウに
接してくれるのが
うれしい



困窮者

- **うつ病になり退職 失業手当も切れた**
過労からうつ病になり退職後、失業手当と貯金で生活
失業手当が切れ、貯金を食いつぶしている
- **自治体の生活困窮窓口よりつながる**
当法人運営の「生活困窮者のための居場所」に参加
居場所が開設していないときはたいてい図書館にいる
- **公共機関は夜はいられない**
光熱費を浮かすために公共機関を利用しているが夜は閉館
無料でいられる家以外の場所がほしい

晩ごはんが
1食浮くだけで
ありがたいのに
食料や生活用品も
もらえるので
助かる



ヤングケアラー

- **幼い弟妹の面倒を見る通信制高校生**
父親のちがう小学校低学年の弟、保育園の妹の世話をしている
平日は妹の送迎、弟妹の世話、家事で忙しい
- **高校支援よりつながる**
当法人運営の「高校生進路支援」で「とにかく時間がない」と相談
保護者と面談し、土曜日の3時間だけ開放される時間をつくる
- **同世代と話したいが機会がなかった**
「普通の高校生活」を送りたかったが、通信制のため
同世代と触れ合う時間がない

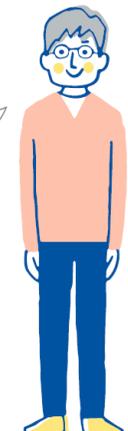
毎週ここで
おしゃべりするのが
すごく楽しみ
弟と妹のごはんも
もらって帰れる



ネグレクト

- **ひとり親世帯だが母はほとんど帰ってこない**
母と二人暮らし 母は生活費を置きに帰るくらいでいつもひとり
生活費が足りなくなるときもあるが母には言えない
- **不登校支援よりつながる**
当法人運営の「生活保護世帯への学習支援」に参加
定時制高校に合格 ケースワーカーと協働し当法人支援に参加
- **1日3食、ほぼひとりで食べる**
15歳でひとり暮らしのような生活を送っている
家に帰ってもひとりなのでなかなか帰りがたらない

誰かと食べる
晩ごはんは
おいしく感じる
一人ぼっちなので
家に帰りたくない



OB・OG

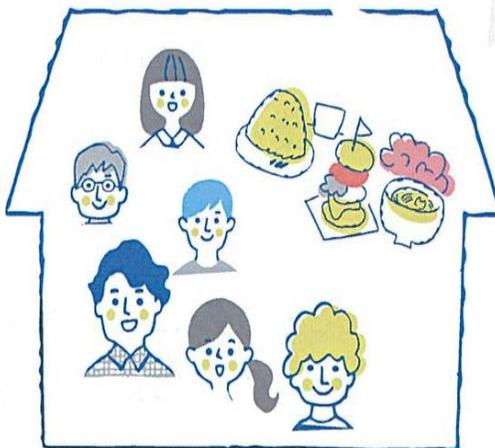
- **当法人支援の卒業生（現在は就労中）**
当法人の「若者支援事業」に参加
就労後卒業となり、しばらく当法人とは遠ざかっていた
- **社会人としてのグチを誰かに言いたい**
就労した会社のことやちょっとしたグチを軽く話すとこころがない
職場と自宅の往復だけで毎日が過ぎて行ってしまふ
当法人で世話になった支援員にグチを聞いてもらいたい

あのころにいた
支援員に会って
近況を話したり
グチを聞いて
もらったり…

夜よるのユースセンター

はじめて
わかったこと

安心できる 夜の居場所がある



お腹をすかせている
家族分の弁当を持ち帰る若者も

支援・被支援の関係が
曖昧な場所を求めている
“支援されたい”わけではない

家にいたくない
家にいられない
ひきこもり DV ネグレクト 非行
夜間に自宅でひとり

公共機関は
早く閉館する
お金をかけず、夜、外にいられる場所がない
仕方なく繁華街の路上に行く若者も

毎週継続して会うことで
本人の変化 (SOSのサイン) に
すばやく気づける

② 意見反映プロセスで留意すること

子ども家庭庁「子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」より抜粋

意見反映のためのポイント

- 支援者や本人が信頼している人と連携して安心して意見を言える場を作っている。
- 属性に囚われず一人ひとりに必要な工夫や対応を聞き、ともに考えている
- 一度に成果を果たそうとせず、話したいことを聴く、受け止める姿勢をとっている
- 権利侵害や個別対応が必要な事実や意見を聴いた場合のフォロー体制を用意している

① 企画する



- 支援者と十分に連携
- 圧迫感がなく自由な対話の場であると伝える
- 安全・安心であること
- 当事者が参加しやすい状況から始める

この属性の子には「これさえ行えば良い」という線引きはありません。声を聴かれにくい属性の当事者だけでなく、どの子ども・若者にとっても常に「最善のヒアリングの場」となるように、どのような環境を整備すれば良いか、個別の子ども・若者に応じた配慮を考えることが大事です。

体制

→支援者と十分に連携する

声を聴かれにくい子ども・若者の困難な状況についてよく理解している支援者や、本人が信頼している人がヒアリングの時に側にいると、安心できることがあります。ただし、実際にヒアリングの時に同席してほしいかどうかは、その当事者によって違うため必ず確認しましょう。

→圧迫感がなく自由な対話の場であることが伝わる環境づくり

意見を聴くおとなの人数は、多くなり過ぎない方が良いでしょう。服装は、聴く側も参加することも・若者も自由であることを事前に伝えることで、参加者の参加にあたってのハードルを下げることができます。

子ども・若者の声⁴⁸

- 色んな人がいる環境でヒアリングをする場合、似た境遇の人がいると心強いし、話しやすい。半分以上はいてほしいと思う。(20代前半、中退)
- そもそも知らない人と一緒に話し合いをすることは無理だと思う。(身体が小さいから)ずっと見られるし、視線を感じると思うから嫌だ。(小学生、障害)
- 参加者がみんな LGBTQ の場や、カミングアウトしている人同士の場であっても、(知らない人の中で発言するのは)やはり難しいと思う。怖さがある。(高校生世代、性的マイノリティ)
- 学校ではネパール人の友達が2人いて、日本語を話すのを手伝ってもらっている。1人より友達の方が話しやすい(中学生、外国人)
- 初めての人と会った時もお友達がいたら緊張しない。(乳幼児)

場所・環境

→安全・安心であること

話したことや個人情報、勝手に誰かに伝わらないことはとても重要です。グラウンドルールやヒアリングの目的、意見を聴く人等の情報を十分にオープンにします。話を聴くたびに人が入れ替わるのではなく、特定の人が普段から関係をつくり、信頼を得た上で意見を聴く体制をつくるのが望ましいです。

ヒント⁴⁹

- ヤングケアラー：本人の意思を確認せず、相談内容を家族に伝えてはならない。また、家族の状況を周囲に知られたくない場合があるため、関係機関に連携して良いか否かは、本人や保護者の同意を求めることが必要
- 障害児：障害の種類や個人の障害の程度によって対応の仕方が異なる。ある人にとっては助けとなるのが、別の人にとっては苦痛となることすらある。相手の身になって、本当に必要とされている支援をよく見極め、判断することが大切である。一方的な支援はかえって迷惑にもなりかねないので、必ず本人の意思を確認して行動することが必要
- 社会的養護の下で暮らす子ども：一時保護所では通信機器の持ち込みが制限されているため、施設に向いて直接話を聴く必要がある。また、施設で話を聴く際は、必要に応じて、職員や他の人に会話を聞かれることがない環境を用意する
- 虐待を受ける又は受けたことがある子ども・若者：
 - 虐待の影響の可能性を認識し、子どもの訴えや態度を否定せず、子どもの気持ちを受け止める。子どもの不安や負担に配慮し、目的や方法を明確に伝える。子どもが親へ隠し事をしたり、嘘をつかずにすむように配慮することが必要

- 事情聴取のように次々と確認するような問いかけは避け、本人のペースを尊重する。こども・若者がこれ以上話せないと感じた場合、無理に追及せず、話題を変える等して本人を追いつめないように配慮する
- 「誰にも言わないから」、「親には言わないから」という約束はしない。こども・若者を守るためには他の人に話をすることもあったと伝え、みんなの知恵を借りて本人を守る意向を伝えることが大事

● 性的マイノリティのこども・若者:

- 法的に義務付けられたものや事務の性質上必要であるものを除いて、性別欄は廃止する。必要な場合は、その理由を説明し、記載を任意や自由記述式にする工夫が必要である。また、男女のほかに「その他」「答えたくない」の欄を設ける等の配慮も大切である
- カミングアウトや相談を受けた場合は、真摯に受け止め、アウティングは絶対にしない。支援や相談機関につながる情報を伝える場合は本人の意思を尊重することが望ましい

➡当事者が参加しやすい状況から始める

多様な状況に合わせてどういった場が必要か考え、当事者が安心して「参加してみたい」と思うような場が必要です。例えば、参加者に似た境遇の人が多く環境から始める、支援者や、当事者が信頼している人を交えた環境を用意する等のような状況から回数を重ね、徐々にインクルーシブな場を作ることも一つの方法です。

こども・若者の声⁵⁰

- ・ 知らないおとなであっても、この場所(若者自立支援ルーム)に来てくれたことや、こども家庭庁から来た人のため「分かっている人」だと思ったので、大丈夫だった(20代前半、中退、2人からの意見)
- ・ ヤングケアラーは、ケアをしながら参加してもらうことが想定されるため、外出が難しい人も多いと思う。その点で、オンラインのヒアリングという点はとてもいいと思う(20代前半、ヤングケアラー)
- ・ こどもの本音は安全安心な場所だからこそ出てくると思う。オンラインの相談では、家の中は「隣の部屋におじいちゃん、おばあちゃんがいるのに喋れない」という声もよく聞かれる(20代後半、ヤングケアラー)
- ・ 知っている存在が同席し、自分のホーム(ホームグラウンドの趣旨での発言)で話している状況は理想的。知らない場・知らない人からの連絡は怖い。ただし、同じ境遇でも個人の成育歴による。ある人はお店など、外出先の方が他人の目があり、監視カメラがあるので親が自制する効果が期待できて安心して話せると言っていた。聞く対象に対して事前にどんな環境なら話しやすいか、マクドナルドやカフェがいいのか等、具体的な選択肢を提示し、確認してもらえると良い。(20代前半、社会的養護)
- ・ 学校でアンケートが配られた際に、自分の状況(暴力を振るわれていた状況)を書きたかったが、提出前に保護者が印を押さなければならなかったため、「普通」と書いた。アンケートがあったこと自体も親に伏せてほしい。(20代前半、社会的養護)
- ・ 自分から省庁や自治体に向くのは、権力や(マイノリティである点で)数的に不利なので抵抗感がある。数名で話を聴きに来てくれるという機会は話しやすい。(高校生世代、性的マイノリティ)

- ・ ヒアリングの場に行く時のドレスコードは事前を知っておきたい。スーツを着ないことでマナーに反する、敬意が足りないと思われて負い目を感じたまま参加したくない(高校生世代、性的マイノリティ)
- ・ 新しい人が来たら悪いことしなかなって緊張しちゃう。いい人だったら怖くない。やさしい人だったら怖くない。(乳幼児)

② 参加者の募集・準備



- 身近なチャネルの利用
- 誰でも参加して良い場、安心して参加できる場
- こども・若者の状況や環境を十分に勘案して参加者を決定する
- 当事者のことをよく知り準備する

➡こども・若者にとって身近なチャネルの利用

ホームページで公募をしたり、公共施設にポスターやチラシを掲示したりするような従来の広報手段だけでは意見を聴く機会の情報が届くことに限界があります。声を聴かれにくいこども・若者にとって少しでも馴染みがあるチャネルの利用や支援者や普段利用している施設との連携が重要です。

💡ヒント チャンネルの例

- ・ SNS
- ・ 学校や教育委員会
- ・ フリースクール、通信制高校、定時制高校
- ・ 学習支援教室、こども食堂、国際交流協会、日本語教室
- ・ 支援団体

➡誰でも参画して良い場、安心して参加できる場であると、情報をオープンにする

声を聴かれにくいこども・若者は自分が大した意見を言えない、自分が参加して良いのかと不安になったり、自分が少数派な状況でみんなの前で話をしなければならないことに緊張を覚えたりすることがあります。下記のような工夫により、誰でも参画して良い場、安心して参加できる場であることが伝わるようにしましょう。

💡ヒント 募集案内の工夫の例

- ・ デザインの工夫をする(こどもの肌の色、髪の毛の色、車いすのこども等、多様なイラストを用いる)
- ・ ドレスコードを示す(スーツを着なくても良い等)
- ・ 障害の対応の可否を示す
- ・ グラウンドルールをあらかじめ示す
- ・ 意見を聴くファシリテーター等の情報(写真、経歴等)を示す
- ・ 保護者の同意の可否を示す

→ ことも・若者の状況や環境を十分に勘案して参加者を決定する

公募だけで声を聴かれないことも・若者を集めることは現実的に難しいです。支援者(当事者団体や当事者の居場所、施設等)にどのようなことも・若者に話を聴けそうか、相談することが良いでしょう。今まさに困難の渦中にいることも・若者へのヒアリングは難しいことが多いことを認識し、状況の深刻さと意見表明のしやすさを十分に加味し、支援者等を通じて意見聴取の目的に合致したことも・若者に声をかけてもらう等の準備を丁寧に行うことが大切です。

信頼関係を構築するプロセスを経ることが時間的に難しく、予算の制約もあるなかで意見を聴くには、まずは意見があることも・若者、意見表明しやすいことも・若者を対象とするのも現実的な方法の一つです。ただし、そうした取組を続けながら、困難な状況のことも・若者の参画を広げていく努力が必要です。

→ 当事者のことをよく知り、安全・安心に意見を言えるための準備をする

当事者にとっての危険信号、NG ワード等、必要な配慮やどのような場所、手法が良いか、当事者の状況に詳しい人(当事者本人や協力団体、支援者)に聞きましよう。また、子どもの権利に関する研修や当事者の属性に応じた研修を受ける等、聴く側のスキル向上を行います。

💡 ヒント⁵¹ 属性に応じた準備や配慮の例

- **精神障害・知的障害・発達障害がある場合:** 自分の行動の理由や思いをうまく伝えられない場合があるため、根気よく話を聴くことが重要である。また、相手が理解しやすいように、やさしい言葉を使い、写真や絵を添えて説明すると良い。必要に応じて指差しをしたり、実物を見せたりしながら話すことが有効な場合がある。刺激や情報を整理するため、環境をすっきりとさせ、なるべく静かな場所を用意することが望ましい。
- **身体障害のある場合:** 介助は本人の依頼を受けてから行い、本人の意思を確認することが重要である。言語障害がある人もいるため、本人の意思を確認し、最後まで話を聴くことが大切である。また、必要以上に子ども扱いをすると不快に思う人もいる。
- **聴覚障害のある場合:** メモを取る等して情報を提供することが望ましい。また、発音等で伝えることが難しい人に対しては、分かったふりをせず、もう一度話してもらったり、紙に書いてもらったりして、意思を確認することが大切である。
- **車いす使用者とコミュニケーションする場合:** 立ったままでは威圧感があるので、少し腰をかがめて同じ目線で話すことが望ましい。
- **医療的ケア児の場合:** コミュニケーション支援の方法は、身体を使う主観的なものと道具を使った客観的なものがある。子どもの成長や認知機能の状態に応じて、複数のコミュニケーション手法を組み合わせる必要がある。
 - 道具を使う場合: シンボル(絵カード)、透明文字盤、VOCA(音声出力会話補助装置)、タブレット、重度障害者用意思表示伝達装置(スイッチ入力、視線入力)
 - 道具を使わない場合: 指文字、指筆談、視線、脈拍 等

- **外国人のことも・若者:** 温かな雰囲気づくりを心がけ、やさしい日本語を使ったり、通訳や多言語資料、翻訳機等を活用して伝達方法を工夫することが大切である。また、いつも 50 音表を手元に置いておくとも良い。さらに、家に持ち帰ってじっくり読んだり、知り合いに尋ねたりできるように、写真等の視覚資料と保護者の使用言語や簡単な日本語で分かりやすくまとめることも考えられる。
- **乳幼児:** 小児科や保育所は、乳幼児を念頭において設計されており、適した場所の一つである。乳幼児に優しい空間をどのようにするかは、乳幼児の年齢及び発達段階によって異なるが、不必要な騒音やその他の妨げとなるものを最小限にすること、コミュニケーションを促進したり、容易にしたりする家具やおもちゃ等を提供すること等が考えられる。また、聴く側と一緒に床に伏せたり、クッションや低い椅子に座ったりすることで、コミュニケーションが促進される。

③ 意見を聴く



- 多様な選択肢を用意する
- 本人中心で代弁は意見表明の補助とする
- 補足・訂正・取り消しの機会を確保する

対話の手段・声を聴く方法

→ 多様な選択肢を用意すること

どの手法が良いとは一概に言えません。ことも・若者の状況や特性に応じて、様々な形で意見を伝えることができる環境を用意するつもりがあることを伝え、どのような手法が良いか本人に又は支援者等を通じて確認しましょう。特にプライバシーを守れるかどうか、家庭環境に沿うかどうか等に配慮が必要です。

子ども・若者の声⁵²

- SNS で意見を言うことは楽だが、表情が見えずコミュニケーションができないからあまり好まない(20 代前半、中退)
- オンラインで SNS やチャットなどテキストベースの方法は相談しやすい。最初は手軽さがとても大事だと思う(20 代後半、ヤングケアラー)
- オンラインのヒアリングは参加しやすい反面、自宅にしか環境がないことが多い。話し声がケアをしている祖父に聞こえてしまう、あるいは母親に聞こえてしまうことで、躊躇することがあった(20 代前半、ヤングケアラー)
- (直接意見を言うよりも、手紙であればゆっくり考えてたくさん書けるから伝えやすい?の質問に対して)うん。他の人がいる場所だと、自分の意見が知られてしまうことがあまり嬉しくない(中学生、障害)
- 翻訳アプリをよく使う。翻訳アプリで話すと、日本人と話しやすくなる。翻訳アプリを使ってほしいと伝えるのも難しい(中学生、外国人)

参考. オンラインの居場所

- 主にひきこもり状態にある若者をターゲットとして、メタバースやバーチャルオフィスツールを活用したオンラインの居場所の取り組みづくりが進んでいる。

江戸川区 メタバース（仮想空間）を活用したオンライン居場所

2023年（令和5年）6月24日 都内初！メタバースを活用したひきこもりオンライン居場所を開催

当事者の段階的な社会参加を支援

江戸川区は、ひきこもりによる社会的な孤立を防ぎ、段階的な社会参加を支援しようと、インターネット上のメタバース（仮想空間）を活用したオンライン居場所を24日（土曜日）に初めて開催しました。リアル会場（長島森川コミュニティ会館）とのハイブリッド型で開催し、メタバースに12名、リアル会場に17名の計29名が参加しました。

区ではこれまで、ひきこもり当事者やその家族を支援するため、講演会やZOOMによるオンライン居場所の開設など、さまざまな取り組みを実施してきました。こうした中、当事者から「顔を合わせることが難しい」「外出が難しい」などの声が上がったため、より気軽に参加できる場として、新たにメタバースを活用した居場所の開設を決めました。

オンライン居場所は、KH全国ひきこもり家族会連合会（豊島区）の持つメタバース空間を借りて開設。ジャーナリストで同会副理事長の池上正樹（いりがまさき）氏をコーディネーターとし、ファシリテーターが参加者同士の交流をサポートします。参加者はアバター（分身）を通じて、ファシリテーターや他の参加者とチャット機能を使って自由に会話ができ、自宅にいながら気軽に会場にいるような感覚で交流をすることができます。



24日（土曜日）14時、オンライン居場所には当事者やその家族ら29名（メタバース12名、リアル会場17名）が参加。はじめに、事前に募集したテーマの中から参加者の投票によりトークテーマを決め、「気楽にしてほしいこと、してほしくないこと」をテーマに、ファシリテーターが進行役となって交流を行いました。テーマに基づき参加者は、「いつも味方でいてほしい」「気力は絶対いや」などとアバターを通じた意見交換を行いました。

福祉部生涯学習第一課の専任員（もりさわあさよ）課長は、「メタバースでつながることで、社会参加へのきっかけになってくれたらうれしい。アバターを使うことで顔を出さなくても参加できるので、気軽に参加してほしい」と話しました。

なお、メタバース空間を活用したオンライン居場所はリアル会場と併せ、今後計6回の開催を予定しています。

令和5年度宮城県オンライン居場所支援モデル事業「おらんちラウンジ」

ご参加条件

「宮城県内にお住まいの、義務教育終了後で15歳以上のひきこもり状態にある方」であれば年齢を問わず、ご参加できます。

オンラインの特性を活かして、少しでも参加しやすい形にします。
また、顔を出さなくても、安心して交流できるためのルールも設けています。

ルールなどの例

- ✓ 本名を出さなくてもOK
- ✓ 顔を出さなくてもOK
- ✓ 顔出しの参加でもOK
- ✓ 運営者は、参加者間の意見を決定したり、評価を判断したりしない
- ✓ 参加者同士の喧嘩・口論・悪口など禁止
- ✓ 参加者同士がDVなどで個人間につながることは禁止

何をやる？



アバターで参加するPC環境と画面参加型参加型サービス「[3Dバーチャルオフィスツール「おらんち」](#)」を利用します。
顔出し参加する場合はリアル会場と併せ、オンラインでの参加も可能です。おらんちの申し込みは、055-799-7777（福祉部）までお問い合わせください。

出所：江戸川区ウェブサイト

出所：特定非営利活動法人Switch「おらんちラウンジ」

第34期東京都青少年問題協議会 若者部会名簿

【若者部会】

(敬称略)

氏 名	所 属 等
荒 井 佑 介	特定非営利活動法人サンカクシャ代表理事
大 橋 暉 弘	認定特定非営利活動法人育て上げネット
小 奈 悠 馬	特定非営利活動法人青少年自立援助センター
土 肥 潤 也	NPO法人わかもののまち・株式会社C&Yパートナーズ
西 山 なつ美	多摩市若者会議
與那覇 千 夏	調布市子ども生活部児童青少年課

【事務局】

氏 名	所 属 等
竹 迫 宜 哉	生活文化スポーツ局生活安全担当局長
村 上 章	生活文化スポーツ局若年支援担当部長
山 本 理	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課長
栃 折 晃 平	政策企画局計画調整部計画調整担当課長